

高岡市山町筋

伝統的建造物群保存地区

保存活用計画

平成12年	7月	7日	
平成14年	3月	11日	変更
平成19年	12月	6日	変更
平成23年	6月	22日	変更
平成25年	7月	11日	変更
平成27年	12月	24日	変更
令和2年	6月	30日	変更
令和6年	8月	15日	変更

高岡市教育委員会

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画

目 次

1	保存活用計画の基本事項	
(1)	保存活用計画の基本的方向	P1
(2)	保存地区の名称・面積・範囲	P1
2	保存地区の保存と活用に関する基本計画	
(1)	保存地区の沿革	P1
(2)	保存地区の現況	P2
(3)	保存地区の特性	P3
(4)	伝統的建造物の特性	P3
(5)	保存の方向	P4
(6)	保存の内容	P4
3	保存地区内における伝統的建造物の決定	
(1)	建築物	P5
(2)	工作物	P5
4	保存地区内における建築物等の保存整備計画	
(1)	保存整備の方向	P5
(2)	伝統的建造物の修理	P5
(3)	伝統的建造物以外の建築物等の修景	P6
5	保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等	
(1)	経費の補助	P6
(2)	技術的援助	P6
(3)	保存団体等への援助	P6
(4)	顕彰及び普及啓発	P6
6	保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画	
(1)	管理施設等	P6
(2)	防災施設等	P6
(3)	環境の整備等	P7
7	保存地区の建築物等の活用計画	
(1)	伝統的建造物の活用	P7
(2)	利便施設の整備・充実	P7

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画

高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存と活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定める。

1 保存活用計画の基本事項

(1) 保存活用計画の基本的方向

この保存活用計画は、次の事項を基本的方向に掲げて定める。

- ① 地区住民及び市民による保存地区の保存と活用に関する創意と意向を尊重する。
- ② 地区住民及び市民を核として、行政、企業、建築家など多様な主体が一体となって総合的、能動的に取り組む。
- ③ 山町筋の歴史と伝統が創りあげた歴史的風致を市民共有の財産として、保存継承するとともに、積極的に活用し、山町筋の快適な住空間の創設、地域経済や地域社会の活性化、地域の伝承文化の保存と振興、地域のアイデンティティの確立に努める。

(2) 保存地区の名称・面積・範囲

名称：高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区

面積：約 5.5 ヘクタール

範囲：守山町、小馬出町の各全域、及び御馬出町、木舟町、一番町、三番町、源平町、元町の各一部（範囲については図—1 に示す）

2 保存地区の保存と活用に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

富山県西部の中核都市であり県内第2の都市である高岡市は、富山市の西19km、金沢市の東40kmに位置する。奈良時代には越中国の国府が小矢部川河口近くの伏木の台地に置かれ、以来、一帯が鎌倉時代に至るまで越中国の政治、経済、文化の中心地として栄えた。

現在の高岡の景観が形成された原点は、慶長14年（1609）、加賀前田家第2代当主前田利長が高岡城と城下町を造ったことにある。利長は、まず小矢部川と千保川の合流点に木町を設けて資材集積の基地とした。次に、北陸道の往還筋を中田—串田ルートから高岡—古定塚ルートに変更して、高岡を水陸交通の拠点とすることによって経済の中心的役割を与え、城下町の繁栄を図った。

城と武家屋敷は現在の市街地中心部の南北に延びる段丘の上位に配置され、その西側の段丘の下位を基盤の目状に町割して、近隣の城下町から町人を招き商人町を造った。この商人町が山町である。また、千保川の対岸には西部金屋（現在の高岡市戸出地区の一部）から鋳物師を招いて金屋町を造り、以来、金屋町は職人町として発展を続け、現在の高岡市の地場産業である銅器、アルミ産業の礎となった。現在でも金屋町には、明治中期以降に建てられた伝統的な町家が建ち並び、歴史的な風致を形成する町並みが残されている。

利長は、築城後5年にして高岡で没する。その後まもなく元和元年（1615）の「一国一城

令」によって高岡城は廃城となり武士団が金沢に引き上げ、高岡は城下町としての存在意義を失ってしまった。

第3代藩主前田利常は、高岡の町の活気が急速に失われていくことを憂い、高岡町人の他所転出を禁じて高岡を城下町から商工業の町へと転換させることを図った。それ以来、高岡は越中における米や綿などの集散地として発展を続けている。なかでも山町は商都高岡の中心地として長らく繁栄を極めた町である。

山町は、旧北陸道に沿う地域で、JR高岡駅から北西に約600メートル、現在の中心市街地にほど近いところに位置し、御馬出町、通町、守山町、木舟町、小馬出町、一番町、二番町、三番町、源平町及び坂下町の十か町で構成される。「山町」の名称は、利長が町民に与えた山車を保存・継承していることに由来している。この山車は「御車山（みくるまやま）」と呼ばれ、「高岡御車山」と「高岡御車山祭の御車山行事」は、国の重要有形・無形民俗文化財に指定されている。文化8年（1811）の「就御車山御書御印等写並びに古来より由緒書上申帳」には、「御車山」と「曳山町」の記述が見られ、「山町」の呼称は「曳山町」から変化したものと推測される。特に「山町筋」という場合は、旧北陸道に面した町筋を指して呼んでいるが、山町と山町筋の呼称が使われだした時期は明確ではない。

旧北陸道は、高岡城の築城と城下町の運営のために、旅籠町—通町—御馬出町—守山町—木舟町—小馬出町—横町—平米町—土器町—古定塚という、城下町のなかでも重要な段丘の上位を避けて通るルートとなっている。高岡城の廃城後は、御馬出町—守山町—木舟町—小馬出町で右折、坂下町を上り左折—城道で右折—定塚町—大野—蓮花寺—枇杷首—二口というように、上位段丘を通るルートに改変されている。

（2）保存地区の現況

昭和40年代頃から、土蔵造りの民家が相次いで取り壊され、商業ビルや駐車場へと変っていったことにより、土蔵造りの町並みがところどころ寸断されてきた。

これに対して、高岡市教育委員会は昭和60年度に「高岡市山町筋伝統的建造物群保存対策調査」を実施し、山町における町並み保存の取り組みが始まった。一方、地区住民の運動としては、地区内にマンションが建設されたことを契機に、御馬出町、守山町、木舟町及び小馬出町の旧北陸道に面した4か町の住民組織である「土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会」が平成4年に発足した。当協議会は、土蔵造りの建造物を保存・継承するとともに、この貴重な歴史文化遺産を生かして生活環境や商業環境を向上させることを目的に結成された。以来、全国の伝統的な町並みの研究視察や啓発イベントなどを継続して実施している。また、この協議会を母体として「土蔵造り町並み自衛消防隊」が平成8年に結成され、防火訓練などを通じて住民の防火意識の向上に寄与している。

これらの住民活動に応えるため、高岡市では平成8年3月、各分野の市民の代表による「高岡市町並み保存・都市景観懇話会」を発足させ、町並み保存と都市景観形成の基本的な考え方、条例に盛り込むべき内容及び今後の課題などについて検討を重ねた。そして平成9年12月、当懇話会から「高岡市における町並み保存・都市景観形成に関する提言」がなされ、これを受け高岡市は平成10年3月「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」を公布、同年10月1日施行した。

また、町並みの中核施設として整備・活用するため「旧室崎家住宅」を公有化したほか、主要な建造物の文化財指定もしくは登録を進め、現在、地区内に国、県、市の指定文化財及び登録有形文化財が各1件ずつある。

山町は、開町以来長らく高岡の商業の中心地として栄えてきたが、昭和 47 年に高岡駅の南に問屋センターが建設され、大部分の店舗が商売の拠点をこのセンターに移したこともあり、往年のような賑わいはなくなっている。このことから、山町の歴史的環境を保全すると同時に、その活用を通じて商業環境の向上やまちの活性化を図るための対策が求められている。

(3) 保存地区の特性

現在の高岡とりわけ山町の町並みを形成した時期は、江戸時代から明治時代の間と言える。特に、次にあげる時期は町並みの形成に大きな影響を与えている。

まず、高岡城及び城下町の建設の時期である。現在の山町筋付近の碁盤の目状の町割はこの時に計画的になされたもので、この町割は昭和 9 年の主要地方道高岡・氷見線の道路拡張等によって多少の改変はあるが、現在でもよく確認することができる。

次に、明治 33 年 (1900) 6 月 27 日の大火によって、市域の約 6 割を焼失した時期である。現在の土蔵造りの町並みは、この大火の後に建てられたものである。この時期に土蔵造りの建造物が建設された直接的な原因は、明治 32 年施行の「建物制限規則 (富山県令第 51 号)」において、県内の繁華街における建物の新築時には防火構造とすることが義務づけられていたことにある。

このように、山町の土蔵造りの町並みは、高岡開町時からの歴史を今に伝えるものであると同時に、防火対策を主眼に置いた明治期の都市計画の記念碑であり、高岡の近代化の歴史を今に伝えるものとして貴重である。

保存地区内の伝統的な建造物としては、土蔵造りと真壁造りの町家、土蔵造りで前面を洋風に仕上げた町家、洋風建築物、銅板やモルタル等を外壁とした町家などがあり、歴史的風致を構成する上でそれぞれ重要な役割を果たしている。さらに現代の生活環境に対応するための諸施設などが建てられ、現在の町並みが構成されている。この中で、保存地区の歴史的風致を形成する中心的な建造物は土蔵造りの町家である。

(4) 伝統的建造物の特性

① 敷地と建物配置

山町筋の伝統的な建造物は、その多くが間口が狭く、奥行きが長い敷地割となっている。敷地の間口は、最小が 2 間、最大が 10.7 間で、平均では 4.5 間となる。一方、奥行きは旧北陸道に面する町家の場合、そのほとんどが 19 間で統一されている。

敷地における建築物の配置は、通りに面して主屋があり、その後方に庭を挟んで付属屋である土蔵が配される。この配置によって、日照と通風の確保が図られている。

② 建物の特徴

ア) 土蔵造りの主屋

主屋は、切妻平入り 2 階建てで、道路及び隣家に接して建つ。左右の敷地境には防火壁を設けるものが多いが、実際には、敷地の奥まで防火壁を設ける例は少なく、下屋部分だけに設けて装飾になっている例が多い。外壁は黒漆喰のほか、白漆喰や土壁をそのまま仕上げとする例もある。前面の外壁面は 1~2 階を通して道路境界から同じ位置とし、下屋の軒先から 1 間程度後退している例がほとんどである。下屋は棧瓦葺が多いが、規模の大きいものでは本瓦葺の例もある。下屋の両端は防火壁又は袖壁によって支えられ、間口の大きいものについては 1 ないし 2~3 本の鋳物の支柱が設けられており、その柱頭にアカン

サスの葉を模した意匠を取り入れたものも見られる。2階壁面の構成は、すべての柱型や窓台を意匠として表した例、窓枠のみを表した例などがあり、窓には観音開きの土扉が付くものがある。また、軒先は出桁を持ちその上に蛇腹をまわしているものと、出桁を持たないものの2種類に大別できる。屋根は棧瓦葺で、その勾配はほぼ一定である。屋根には箱棟を乗せたり雪割瓦などの装飾を設ける例がある。

イ) 洋風の主屋

洋風の主屋の場合は、下屋がなく1階の壁面は道路境界から後退せずに建ち上がる。外壁は、石、擬石の左官仕上、銅板やタイル貼りなどとなる。

ウ) その他

地区には、土蔵造りの意匠の影響を受けて建てられたと思われる出桁形式で下屋をもつ真壁造りの主屋がある。

また、鉄骨煉瓦造り2階建ての本格洋風建築物である銀行がある。壁面は赤い化粧煉瓦を張り、柱の基礎部分や窓まわりは白い花崗岩が使用され、屋根の三方の尖頭は銅板葺となっている。

エ) 土蔵造りの町家等の付属屋

土蔵造りの町家等の主屋に付属する土蔵は、1棟から最高5棟まで様々で、繋ぎ道路で主屋とつながる。構造は土蔵造り、2階建、棧瓦葺で、形式は切妻平入りの例が多いが、妻入りのものも見られる。また、土蔵が複数棟ある場合は、複数棟を切妻の大屋根で覆う構造になっているものも見られる。

(5) 保存の方向

保存地区の特色は、高岡の開町時の町割を基盤として、土蔵造りを中心とする明治、大正、昭和の各時代の多様な建築物が、まとまりをもって歴史的風致を形成していることにある。これらは、市民共有のかけがえのない財産であり、かつ、市民の誇りとするものであるとともに、高岡の歴史の足跡を現代に伝えるものとして貴重な文化遺産である。

このことから、地区住民はもとより、全市民的な理解と協力を求めるとともに、地区住民の意向を尊重しながら、保存地区に残る歴史的、文化的に価値の高い伝統的建造物群を次代に継承し、山町筋の歴史的な特性を生かしたまちづくりを進めることによって、生活環境と商業環境の向上などに努めるものとする。

(6) 保存の内容

- ① 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋及び付属屋、洋風建築物等の建築物、及び塀、防火壁等の工作物を「伝統的建造物」として特定する。
- ② 伝統的建造物は、主としてその外観を維持するため「修理基準」を設け、修理及び現状維持を進める。
- ③ 伝統的建造物以外の建築物等については、歴史的風致を維持するため、修景のための基準を設け、伝統的建造物群と調和のとれた修景を行う。
- ④ 以上の修理及び修景に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持、形成

するとともに、地区の特性を生かした生活環境等の維持向上に努める。

- ⑤ 保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に要する経費の一部を補助するとともに、自ら必要な事業を行う。
- ⑥ 以上の目的の遂行にあたっては、市長、市教育委員会及び関係部局のほか、保存地区の住民等が協力して進める。

3 保存地区内における伝統的建造物の決定

保存地区において、主として明治時代から昭和初期にかけての建造物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」と定める。

伝統的建造物の決定基準については次のとおりとする。

(1) 建築物（表一1 及び図一2）

- ① 土蔵造りや真壁造りなどの町家建築の主屋及び付属屋の特性をよく維持していると認められるもの。
- ② 近代的洋風建築の特性をよく維持していると認められるもの。

(2) 工作物（表一2 及び図一3）

伝統的な意匠、工法等によりその特性をよく維持していると認められる塀や防火壁などの工作物

4 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

地区内には、比較的よく原状を維持している建築物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損あるいは歴史的風致に調和しない広告物等による改変も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。このことから、地区住民の理解と協力のもと生活の快適性の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物の外観を保存するための修理ならびに伝統的建造物以外の建築物等について修景を進める。

(2) 伝統的建造物の修理

- ① 伝統的建造物の保存整備にあたっては、主としてその外観を維持するための修理を行う。（表一3）に定める修理基準。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについて復元的修理を行う場合は、歴史資料、建造物詳細実測などによる復原考察に基づく復原、あるいは類例調査から類推される範囲の復原を原則とする。（表一3）に定める修理基準。
- ③ 保存修理にあたっては、構造耐力上、必要な部分を補強、修理し、耐震性等の防災機能の向上を図るよう努める。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準（表—4）、許可基準（表—5）を適切に運用して修景を行う。

5 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

市は、保存整備計画に基づく事業及び活用に対し、別に定める「高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金交付要綱」により必要な補助を行うことができる。

(2) 技術的援助

市は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理及び修景等に係る設計相談等の必要な技術的援助を行うことができる。

(3) 保存団体等への援助

市は、住民等により組織された保存団体の活動に要する経費に対して必要な補助を行うことができる。

(4) 顕彰及び普及啓発

- ① 市は、保存地区の保存に顕著な功績を残した者や伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等も含めて、特に保存地区にふさわしい優れた事業を実施した個人、団体、事業所等に対して、その顕彰に努める。
- ② 市は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、良好な生活環境の整備を円滑に進めるために、伝統的町並みの保存に対する普及啓発に努める。

6 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

- ① 保存地区に町並み保存のための管理施設を設置し、町並みに係わる情報を一般に紹介するとともに、保存地区の管理上の相談、指導にあたる。また、保存地区の住民等へ町並みの学習・交流の場を提供し、まちづくりの意識の向上を図る。
- ② 保存地区には、町並みに対する理解を促すための説明板等を設置する。
- ③ 伝統的建造物のうち可能なものについては、その公開に努める。

(2) 防災施設等

- ① 保存地区の総合的な防災計画を策定し、さまざまな災害に対する安全性の確保に努める。
- ② 防災灯と兼ねて街路灯は、保存地区の歴史的風致にふさわしい意匠として整備を図る。
- ③ 地区の防災施設については、保存地区に調和した消火施設を設置するなど、施設整備を図る。

④ 初期消火組織の整備及び自主防災組織の育成を図る。

(3) 環境の整備等

① 電柱・架線等の整備、看板の修景

電力柱、電話柱、架線等は移設、埋設等に努める。建築物等に設置する広告、看板等については許可基準に従うものとし、独立した広告塔や看板については、原則として設けないものとする。

② 道路の整備

保存地区の道路面の舗装、側溝の改良等については、工法、材料等に配慮し、歴史的風致の維持、形成に努める。特に、道路面の舗装は御車山の巡行路であることを配慮して実施する。

③ 駐車場の整備と修景

観光用駐車場の配置計画と来訪者を誘導するためのサイン計画を策定し、歴史的風致に調和した保存地区に相応しい整備を進める。保存地区に設置する駐車場は、道路から望見できないように修景し、歴史的風致との調和を図る。

7 保存地区の建築物等の活用計画

保存地区内においては、地区内の建築物などの積極的な活用を図ることにより、地域の振興につながるよう努める。

(1) 伝統的建造物の活用

伝統的建造物を利用して、地域の産業・文化・民俗・歴史等に係わる資料や物品の展示等を行う博物館などの生涯学習施設の整備に努める。また、保存地区内の伝統的建造物のうち公開が可能なものや空き家になっているものなどは、その公開及び建物を活用した行催事の開催に努める。

(2) 利便施設の整備・充実

保存地区の保存のため、喫茶店、レストラン、伝統工芸品の展示販売施設等、来訪者の利便施設について、伝統的建造物の利用を含めて、保存地区に相応しいように整備を行い、観光や商業の振興に努める。

表-1-1 伝統的建造物(建築物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	N-0001	主 屋	1	高岡市 御馬出町 47	
2	M-0001	主 屋	1	守山町 8	
3	M-0002	土蔵 ①	1	守山町 8	
4	M-0003	土蔵 ②	1	守山町 8	
5	M-0004	主 屋	1	守山町 10	変更 平成19年12月6日
6	M-0006	主 屋	1	守山町 10	
7	M-0007	主 屋	1	守山町 11	
8	M-0008	土 蔵	1	守山町 11	
9	M-0009	主 屋	1	守山町 15	
10	M-0010	主 屋	1	守山町 18	
11	M-0011	土蔵 ①	1	守山町 18	
12	M-0012	土蔵 ②	1	守山町 18	
13	M-0013	土蔵 ③	1	守山町 18	
14	M-0014	主 屋	1	守山町 19	
15	M-0015	土 蔵	1	守山町 19	
16	M-0016	銀行店舗	1	守山町 22	
17	M-0017	主 屋	1	守山町 37-1	国登録有形文化財
18	M-0018	主 屋	1	守山町 38	
19	M-0019	土 蔵	1	守山町 38	
20	M-0020	主 屋	1	守山町 70	
21	M-0021	土 蔵	1	守山町 70	
22	M-0022	主 屋	1	守山町 51	追加 平成14年3月11日
23	M-0023	土蔵 ①	1	守山町 51	追加 平成14年3月11日
24	M-0024	土蔵 ②	1	守山町 51	追加 平成14年3月11日
25	M-0025	主 屋	1	守山町 33	追加 平成23年6月22日
26	M-0026	茶 室	1	守山町 33	追加 平成23年6月22日
27	M-0027	土 蔵	1	守山町 33	追加 平成23年6月22日
28	K-0001	主 屋	1	木舟町 5	
29	K-0002	土 蔵	1	木舟町 5	
30	K-0003	主 屋	1	木舟町 13	
31	K-0004	土蔵 ①	1	木舟町 13	
32	K-0005	土蔵 ②	1	木舟町 13	
33	K-0006	主 屋	1	木舟町 15	

表-1-2 伝統的建造物(建築物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
34	K-0007	土 蔵	1	木舟町 15	
35	K-0008	主 屋	1	木舟町 17	富山県指定有形文化財
36	K-0009	土 蔵	1	木舟町 17	
37	K-0010	主 屋	1	木舟町 18	
38	K-0011	土 蔵	1	木舟町 18	
39	K-0012	主 屋	1	木舟町 19	
40	K-0013	土 蔵	1	木舟町 19	
41	K-0014	主 屋	1	木舟町 21	
42	K-0015	土蔵 ①	1	木舟町 21	
43	K-0016	土蔵 ②	1	木舟町 21	
44	K-0017	主 屋	1	木舟町 27	
45	K-0018	土蔵 ①	1	木舟町 27	
46	K-0019	土蔵 ②	1	木舟町 27	
47	K-0020	土蔵 ③	1	木舟町 27	
48	K-0021	主 屋	1	木舟町 36	重要文化財
49	K-0022	土 蔵	1	木舟町 36	重要文化財
50	K-0023	主 屋	1	木舟町 38	
51	K-0024	事務所	1	木舟町 56	
52	K-0025	主 屋	1	木舟町 61	
53	K-0026	土 蔵	1	木舟町 61	
54	K-0027	主 屋	1	木舟町 67	
55	K-0028	土 蔵	1	木舟町 67	
56	K-0029	主 屋	1	木舟町 12	追加 平成25年7月11日
57	K-0030	工 場	1	木舟町 12	追加 平成27年12月24日
58	K-0031	離れ座敷及び台所	1	木舟町 36	追加 令和6年8月15日 重要文化財
59	K-0032	土蔵	1	木舟町 36	追加 令和6年8月15日 重要文化財
60	C-0001	主 屋	1	小馬出町 6	
61	C-0002	車 庫	1	小馬出町 6	
62	C-0003	土蔵 ①	1	小馬出町 6	
63	C-0004	土蔵 ②	1	小馬出町 6	
64	C-0005	土蔵 ③	1	小馬出町 6	
65	C-0006	土蔵 ④	1	小馬出町 6	
66	C-0007	土蔵 ⑤	1	小馬出町 6	

表-1-3 伝統的建造物(建築物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
67	C-0008	主 屋	1	小馬出町 8	
68	C-0009	土 蔵	1	小馬出町 8	
69	C-0010	主 屋	1	小馬出町 18	
70	C-0011	土蔵 ①	1	小馬出町 18	
71	C-0012	土蔵 ②	1	小馬出町 18	
72	C-0013	主 屋	1	小馬出町 24	
73	C-0014	主 屋	1	小馬出町 24	
74	C-0015	主 屋	1	小馬出町 25	
75	C-0016	主 屋	1	小馬出町 26-1	高岡市指定文化財
76	C-0017	土 蔵	1	小馬出町 26-1	高岡市指定文化財
77	C-0018	主 屋	1	小馬出町 29	
78	C-0019	土 蔵	1	小馬出町 29	
79	C-0020	主 屋	1	小馬出町 30	
80	C-0021	土 蔵	1	小馬出町 30	
81	C-0022	主 屋	1	小馬出町 35	
82	C-0023	土 蔵	1	小馬出町 35	
83	C-0024	主 屋	1	小馬出町 45	
84	C-0025	土 蔵	1	小馬出町 45	
85	C-0026	主 屋	1	小馬出町 48	
86	C-0027	主 屋	1	小馬出町 49	
87	C-0028	土 蔵	1	小馬出町 49	
88	C-0029	主 屋	1	小馬出町 59	
89	C-0030	土 蔵	1	小馬出町 59	
90	C-0031	主 屋	1	小馬出町 64-1	
91	C-0032	土 蔵	1	小馬出町 64-1	
92	C-0033	主 屋	1	小馬出町 76	
93	C-0034	土 蔵	1	小馬出町 76	
94	C-0035	主 屋	1	小馬出町 79	
95	C-0036	茶 室	1	小馬出町 79	
96	C-0037	土蔵 ①	1	小馬出町 79	
97	C-0038	土蔵 ②	1	小馬出町 79	
98	C-0039	主 屋	1	小馬出町 83	
99	C-0040	土 蔵	1	小馬出町 83	

表一2 伝統的建造物(工作物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	N-1001	防火壁	1	高岡市 御馬出町 47	
2	M-1001	防火壁	2	守山町 8	
3	M-1002	防火壁	1	守山町 22	
4	K-1001	防火壁	2	木舟町 17	富山県指定有形文化財
5	K-1002	防火壁	3	木舟町 36	重要文化財
6	K-1003	塀	1	木舟町 36	追加 平成19年12月6日
7	C-1001	塀	1	小馬出町 26-1	高岡市指定文化財
8	C-1002	門	1	小馬出町 35	

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区に係る基準

表一3 修理基準

<p>伝統的建造物の特性を維持している建築物・工作物は、現状維持または外観を維持するための修理を行う。</p> <p>伝統的建造物の特性にそぐわない外観の変更が加えられている建築物・工作物は、原則として、建築物詳細実測（痕跡調査）、歴史資料などによる復原考察に基づき、修理を行う。また、これにより難い場合は、周囲の伝統的建造物に倣い修理を行う。</p>

表一4 修景基準

建	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の建築物の壁面の位置と調和するものとする。	
	構造	原則、木造とし、伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。	
	高さ	原則、11m以下とする。	
	階数	原則、地上2階建てとする。	
築	意匠	屋根	伝統的建築様式に合致したものとする。
		下屋	1階部分には、下屋を設ける。
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。
		外壁	伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。
		窓	伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。
	建築設備	伝統的な意匠のもののほかは、露出しないものとする。	
工 作 物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更		_____	
木竹の伐採・植栽		_____	
土石類の採取		_____	

表一5 許可基準

建 築 物	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけない。2階の前面の外壁又はこれに代わる柱等の位置については、周囲に合わせ、歴史的風致を損なわないものとする。	
	構造	原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
	高さ	11m以下とする。ただし、用途上やむをえない場合は、13m以下とする。いずれの場合においても、主要な通りにおいては、道路境界上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。 建築物に付属するエレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。ただし、この場合、公共の場所から容易に望見できないものとする。	
	段数	原則、地上2階建て以下とする。	
	意匠	屋根	原則、平入形式の二方向以上の瓦葺傾斜屋根とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
		色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	建築設備	歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。	
工 作 物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	屋外広告物	歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
木竹の伐採・植栽		歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	

